

2 公正な事業実施について

当団体は、本申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う出資事業に関して、次のとおり確認します。

1. 当団体及び資金分配団体は、資金分配団体選定後、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
2. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、申請書に記載のとおりであること。
3. 当団体が提出した申請書類について、共同出資者の状況に変化が生じるなど、重要な変更があった場合、ただちに一般財団法人日本民間公益活動連携機構に連絡をすること。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。